別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号 ※ 第 号

氏 名 鮎川 瑞絵

論 文 題 目 ふるさと納税制度が地方財政に与える 影響に関する理論分析

論文審查担当者

主 查 名古屋大学大学院経済学研究科 教授 柳原 光芳 名古屋大学大学院経済学研究科 教授 玉井 寿樹 名古屋大学大学院経済学研究科 教授 花薗 誠

1. 本論文の概要

(1) 本論文の目的

本論文の目的は、日本において導入されているふるさと納税制度が地方財政に与える影響について、租税競争の枠組みを応用することで理論的観点から分析を行い、明らかにするところにある。

地方自治体の財政は、地方税などの自主財源により賄うことが望まれる。しかし、現在の日本では、地域による産業構造の違いや、あるいは人口の過密・過疎などのために、税源が偏在している。また、少子高齢化や東京一極集中の進展の速度は留まる様子は見られず、今後一層地方自治体間の財政力格差は拡大するものと思われる。そのような地方自治体間の財源の偏在を是正し、居住する地方自治体の違いで享受する住民サービスに差が生まれないようにするための仕組みとして、地方交付税制度がもうけられている。これは、地方自治体の財源を国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準により再配分を行うというものである。したがって、地方交付税は「国が地方に代わって徴収する地方税」という性格をもつものとされている。

このように、地方税制度によって生じる財源の偏在を地方交付税が担いうることから、 地方税の税率には標準税率が設定されている。特に、わたしたちに最も近い住民税もほぼ 標準税率が設定されており、地方自治体が独自に税率を設定することは事実上困難であり、 そのため、租税競争のような状況が生まれることはないものと考えられてきた。

しかし、2008年より「ふるさと納税」と呼ばれる、住民が自身の居住する地方自治体以外の自治体に寄附を行うことで、ほぼ同額の税額が控除される制度が導入されている。そのような税額控除に加え、寄附した自治体からはそれに対する返礼品を受け取ることができることから、実質的には住民は便益を得られるようになっている。そのため、住民からの寄附を地方自治体間で奪い合う形で、返礼品の競争が行われ、事実上「租税競争」が行われるに至っている。

そこで、本論文は、ふるさと納税制度が、それをめぐり競争を行う地方自治体の財政にいかなる影響を与えるかについて、さまざまな観点から分析を行っている。これにより、これまで地方交付税により支えられてきた地方財政制度の下での税収や税率と、新たに導入されたふるさと納税制度の下での税収や税率との比較が可能となり、ふるさと納税がもたらした影響について明らかにすることができる。

(2) 本論文の構成と内容

第1章「はじめに」では、まず、日本の財政制度、特に地方税の税率について概観を行い、中でも住民税が標準税率であることを指摘している。次に、ふるさと納税制度について説明を加え、その受け入れ件数が増加傾向にあること、また地方自治体によっては受入額がその財政規模に比べてかなり大きくなっているところがあることなどを指摘している。そのような近年のふるさと納税の増加傾向を踏まえ、地方自治体によるその獲得競争、

そしてそのための返礼品競争が一層激しくなると判断し、この状況を租税競争の枠組みで分析する必要性を述べている。理論的な接近を行う前に、Tiebout(1956)や Oates(1972)に源を発する地方自治体のあり方についての理論、また Zodrow and Mieszkowski(1986)や Wilson(1986)などの租税競争の嚆矢から近年の理論に至る先行研究について、モデルの基本的構造とともに簡単に紹介している。

第2章「ふるさと納税の受け入れにかかる自治体の事務処理コストが地方財政に与える 影響」では、人口規模が異なる2つの地域において、ふるさと納税にかかる事務処理等の コストが存在した場合に、ふるさと納税の返礼品競争による租税競争が地方財政に対して 与える影響について分析を行っている。

分析の手順としては以下の通りである。まず、当該地方自治体がふるさと納税を受け入れた場合、当該地方自治体の住民がふるさと納税を他の地方自治体に行う場合、そしてふるさと納税の出入りがない場合の税収をそれぞれ求める。次に、それぞれの場合について、返礼品の額、すなわち標準税額から返礼品額を除いた実質税額を決定することによる税収最大化問題を解くことで、それぞれの場合の反応関数が求められる。そして、もう一方の地方自治体の税率に対して、それぞれの場合の税収を比較し、最も大きくなる場合を当該地方自治体が選択する。最後に、2つの地方自治体について、このようにして選択された2本の反応関数から、均衡となる実質税額を求める。

このようにして得られた主な結果は以下の2つである。まず,ふるさと納税を受け入れる際に地方自治体が事務処理等のコストを負担することが必要となるならば,それを考慮していなかった加藤・柳原(2022)の結果とは異なり,ふるさと納税が人口の多い地域から人口の少ない地域へと必ず行われるとは限らない。すなわち,事務処理コストが負担となり,地方自治体が返礼品競争に参加しない,つまり租税競争を行われないことが起こりうる。次に,数値例を用いたシミュレーションにより,人口の少ない地域から人口の多い地域への人口移動が生じた場合にも,人口の少ない地域の地方自治体の税収が増加する。事務処理コストがない場合には,たとえ人口の多い地域から人口の少ない地域へとふるさと納税が必ず行われるとしても,人口減少による税収減の直接効果が,ふるさと納税による税収増の間接効果を上回るため,人口の少ない地域の税収は必ず減少する。したがって,このような結論が導かれたのは,事務処理コストが歪みとして働いていることによるものといえる。

第3章「ふるさと納税下での法人住民税が地方財政に与える影響」では,第2章で焦点をあてていたふるさと納税による住民税の直接的な増減に加えて,ふるさと納税がなされたときの返礼品を地方自治体内の企業が生産するために,法人住民税の増減が発生することを考慮している。その上で,第2章と同様に,ふるさと納税の返礼品競争による租税競争が地方財政に対して与える影響について分析を行っている。

ふるさと納税により集められた寄附は、それぞれの地方自治体で、教育・子育て、まち

づくり・スポーツ,文化・歴史など,さまざまな目的に活用されている。その目的の1つに,地域・産業振興も挙げられている。つまり,ふるさと納税を通じて,各地方自治体内で作られている特産品をアピールし,より多くの人々にその商品を認識してもらうことで,地場産業の振興を図るというところにも,ふるさと納税の目的が認められる。より直接的には,ふるさと納税の寄付額が多くなればなるほど,それに対する返礼品が多くなり,それを生産する企業の利潤などが増加することから,法人住民税の増加も期待される。したがって,本章ではこのような法人住民税の増減も考慮に入れた分析を行っている。

本章での経済環境は、第2章のものから事務処理コストを除き、法人住民税を導入した 点以外はほぼ同様のものとなっている。そこで得られた主な結果は以下の2つである。ま ず、第2章と同様に、ふるさと納税が2つの地域の間で行われない場合がありうる。この ような結果が得られるのは、法人住民税による税収があることで、ふるさと納税による租 税競争がより厳しいものとなり、人口の多い地域の地方自治体も自地域の住民が他地域へ ふるさと納税を行うのをより抑制させようとするためである。次に、人口の少ない地域か ら人口の多い地域へと人口が移動した場合には、先と同様、ふるさと納税による租税競争 がより厳しくなる、すなわち標準税額から返礼品額を除いた実質税額もより小さくなるも のの、両地方自治体の税収はむしろ増加する場合がありうる。これも実質税額をより小さ くしても、法人住民税の増加の効果が生じるため、地方自治体の税収が増加しうるからで ある。

第4章「3地域間におけるふるさと納税制度が地方財政に与える影響」では、これまでの第2章、第3章とは異なり、経済に3つの地域があることを想定している。そのうち、2つの地域間でふるさと納税の返礼品競争により、相手の地域の住民からのふるさと納税を促す一方、もう1つの地域からのふるさと納税を、相手の地域の地方自治体との返礼品競争で奪い合うという構造を想定している。その下で、ふるさと納税の返礼品競争による租税競争を描写している。

このモデルの大きな特徴は、現在の日本におけるふるさと納税の状況をより正確に描写しているところにある。第2章および第3章では、2つの地方自治体の間でふるさと納税の返礼品による競争を想定していたものの、現行の制度では当該地方自治体に居住する住民からのふるさと納税については、返礼品を送ることが認められていない。したがって、より現実に近い構造を描写するため、「第3の地域」を導入している。

本章で得られた主な結果は以下の2つである。まず、3地域の枠組みであっても、ふるさと納税の返礼品による租税競争により、人口の少ない地域の地方自治体の税収が増加することがありうる。これは、現行のふるさと納税制度の下で、人口の少ない地域の地方自治体が積極的に返礼品競争を行っていること、またそれにより寄附金額を大きく伸ばしていることを表しているものといえる。次に、その一方で、ふるさと納税の返礼品競争が行われることで、それに参加する地方自治体の税収の総額は減少している。これはたとえー

方の地方自治体の税収が増加したとしても,もう一方の地方自治体の税収の減少額がそれ を上回り,その観点からはふるさと納税は望ましくないものといえる。

最後の第5章「おわりに」では、本論文で得られた結論を簡単にまとめ、実際の地方自 治体における行政のあり方について付言している。

2. 本論文の評価

本論文には,以下の通り評価すべき点が3点ある。

第1に, ふるさと納税制度の下でも, 2地域間でそれが行われない均衡が存在することを 指摘している点である。その論拠として, 地方自治体のふるさと納税にかかる事務処理コ ストや法人住民税への影響の考慮など, 現実に認められる想定に求めているところは, 評 価に値する。この点は既存研究では指摘をされておらず, 今後日本においてふるさと納税 による返礼品競争が治まる可能性があることを示唆しており, 非常に興味深い指摘である といえる。

第2に、返礼品の「需要」だけでなく、その「供給」による効果も考慮している点である。通常、ふるさと納税の有する「メリット」は、家計においては返礼品からの直接的な便益を、また地方自治体においては寄附を受け取ることによる直接的な地方自治体の収入の増加を指摘されることが多い。それに対して、本論文の第3章では、本来のふるさと納税の目的に照らし合わせ、地場産業の振興に注目し、それも地方自治体の税収を増加させうるという、より広い視点から地域活性化を捉えていることは、評価に値する。

第3に、モデルの構造として、より現実に即した形を考えている点である。ふるさと納税による返礼品は、住民が居住する地方自治体への寄附からは受け取ることが認められておらず、そのため、2つの地域による「相互の」競争は、現行の制度の下では起こりえない。そのため、本論文の第4章では3地域のモデルを考えることで、2つの地方自治体間で、もう1つの地域からのふるさと納税を受け入れる競争を描写することで、より現実に即したモデルを構築することに成功していると言える。

以上のように、本論文は諸点において学術的貢献を有しているが、以下のような問題点 も残しているといえる。

まず,第2章および第3章においては,ふるさと納税の返礼品による租税競争が行われない可能性も含め,2地域間におけるふるさと納税の流出入がパラメータの違い等により決定されることが示されている。そのため,実際の地方自治体のふるさと納税の受け入れ状況が,本論文の結果と対応をしているのか,確認をすることが望まれる。それにより,本論文で扱われている理論的枠組みの妥当性を示すことができよう。

次に、本論文では、分析が税率、またそこから求められる税収に留まっている。既存研究も多くが税収のみに関心があることから、本論文でもそれに倣うことは理解できる。しかし、地方自治体の1つの大きな役割として地域の住民の厚生の最大化にあると考えられ

ることから, ふるさと納税が地域の社会的余剰にどのような影響を与えるかについても分析を行うべきと考えられる。

最後に、本論文で扱われている理論的枠組みがやや複雑なものとなっていることから、数値例を用いて結果を示すことは妥当であろう。ただし、数値例が本当に意味のあるものとなっているか、その頑健性については確認すべきであり、また、それを示しておく必要がある。

しかしながら、以上の点は、今後著者が研究を進める際の注意点を指摘したものであり、 本論文の学術的価値を基本的に損なうものではない。

3. 結論

以上の評価に基づき、われわれは本論文が博士(経済学)の学位に値するものであることを認める。

2023年2月15日

論文審查担当者

主查 名古屋大学大学院経済学研究科教授 柳原 光芳 委員 名古屋大学大学院経済学研究科教授 玉井 寿樹 委員 名古屋大学大学院経済学研究科教授 花薗 誠